

移動手段を確保し、
外出機会を応援

市営バス・タクシー利用料の助成

A 80歳以上のかた	対象者	市内在住で、4月1日現在80歳以上のかた(●●の助成を受けているかたを除く)
	助成内容	次のどちらかを選択 ①市営バスあさび一号利用券／普通運賃相当額の利用券60枚を交付 ②タクシー利用券／基本料金相当額(500円以内)の利用券24枚を交付 ●利用券の変更不可●②を選択したかたで、介護保険の要支援1以上と認定されている住民税非課税世帯に属するかたは、同利用券を12枚追加(年度途中で新たに②の対象となったかたは交付枚数が異なる)●いずれも年度途中で転入したかたは枚数が異なる
	申し込み方法	申請者本人の身分証明書(マイナンバーカードなど)を持参の上、直接
	その他	●4月2日以降に誕生日を迎え、10月1日現在で80歳のかたは、10月1日以降に半年分の利用券を交付。対象者には9月末に申請書を送付します●家族などの代理申請も可 ●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請可
B 障がいの あるかた	対象者	身体障害者手帳1・2級または下肢・体幹機能障害3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者((軽)自動車税種別割、(軽)自動車税環境性能割の減免を受けている場合を除く)
	助成内容	基本料金相当額(500円以内)のタクシー利用券36枚を交付
	申し込み方法	各手帳を持参の上、直接
C リフトタクシー等 移送サービス	対象者	市内在住で、介護保険の要介護4・5の認定を受けている、または身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が肢体不自由(上肢および上肢機能障がいを除く)の1・2級のかたで、一般の公共交通機関を利用することが困難なため、特殊車両の利用を必要とするかた(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の入所者、A・Bの助成を受けているかたを除く)
	対象車両	市指定業者のリフトか患者搬送タクシー(車いす、ストレッチャー対応)
	助成内容	利用券12枚(1回当たり4,000円以内)を交付
	申し込み方法	介護保険被保険者証または身体障害者手帳、申請者本人の身分証明書(マイナンバーカードなど)を持参の上、直接

申し込み・問い合わせ先

●●市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143 ●市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142
(土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分)

高齢者運転免許証の自主返納を支援します

市では、高齢者の運転免許証自主返納を支援するため、自主返納した際に自転車用ヘルメットや交通安全グッズ、優待券などを進呈しています。



内容	運転免許証を自主返納した70歳以上のかたに次のいずれかを進呈 ●自転車用ヘルメット●交通安全グッズ●尾張あさひ苑優待券(1,000円分) ●市営バス回数券(1冊11枚つづり)
手続きの流れ	①有効期限内の運転免許証を最寄りの警察署(土・日曜日、祝・休日を除く午前9時～11時、午後1時～3時)か尾張旭幹部交番(祝・休日を除く毎週水曜日午前10時～正午)で返納 ②手続き後60日以内に身分証明書と①で交付される「申請による運転免許の取消通知書」を持参の上、市民活動課で申請
その他	県警察では、「高齢者交通安全サポート制度」があり、運転経歴証明書を提示することで割引などの特典を受けることができます。詳細は県警察ホームページをご覧ください

申請・問い合わせ先／市役所市民活動課交通防犯係 ☎76-8128